

宇治市 通学路交通安全プログラム

～ 通学路の安全確保に関する取組の方針～

平成 27 年 3 月

宇治市通学路安全対策連絡会議

1. プログラムの目的

京都府亀岡市における事故をはじめ、登下校中の児童等が巻き込まれる交通事故が平成24年4月に相次いで発生したことを受け、文部科学省、国土交通省、警察庁の3省庁が連携し、通学路における交通安全の確保に向けた諸対策を推進することとしています。

本市では、同年5月に、学校・PTAとも連携の上、危険箇所の合同点検を行うとともに、各道路管理者、京都府警察などの関係機関を含めた「宇治市通学路安全対策連絡会議」を開催し、情報の共有及び安全対策の取組について協議を行い、通学路の安全確保に向けた取組を進めています。

今後は、本プログラムに則り、上記「宇治市通学路安全対策連絡会議」を活用し、継続的な通学路の安全確保に向けた取組を推進していきます。

2. 宇治市通学路安全対策連絡会議の開催

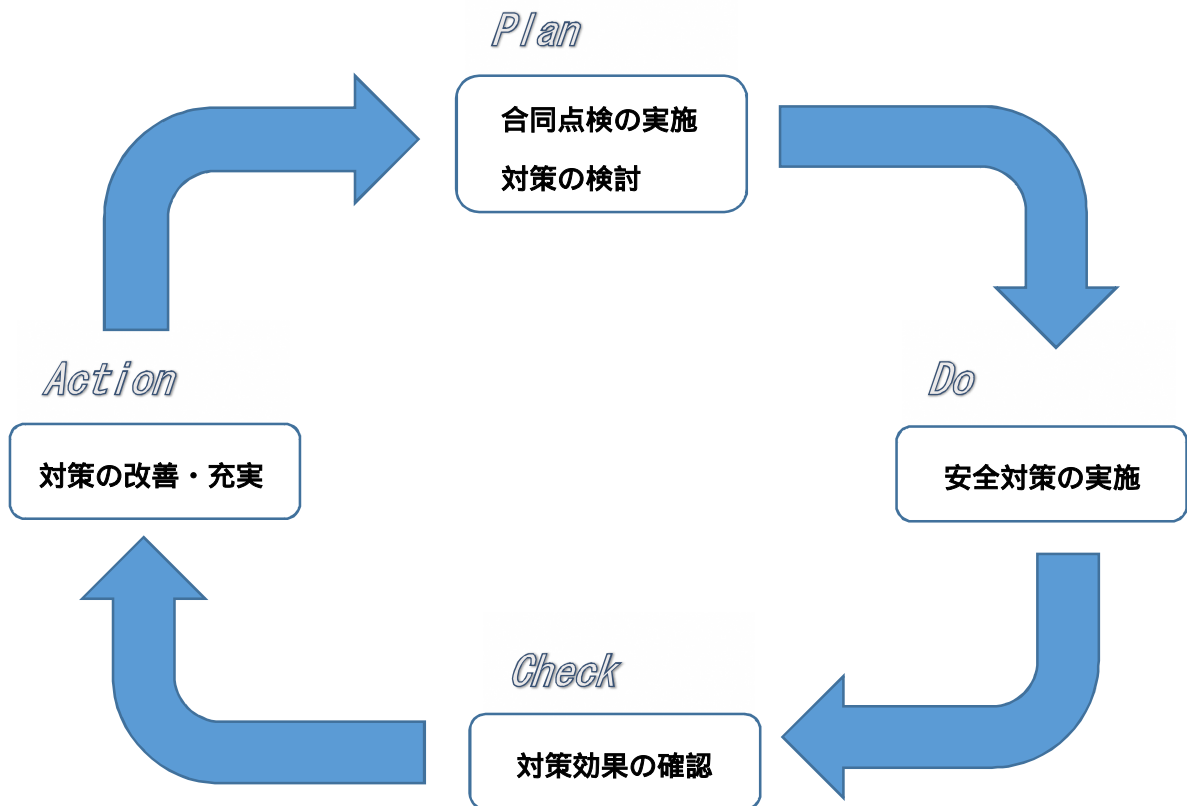
関係機関との意見交換・情報共有を図り、効果的・効率的な安全対策の取組を推進するため、「宇治市通学路安全対策連絡会議」を開催し、安全対策内容等を公表し、継続的な通学路の安全確保に向けた実効性のある取組を進めていきます。

3. 取組方針

(1) 基本的な考え方

通学路の安全確保のためには、危険箇所の点検、対策の検討、安全対策の実施、対策効果の確認、対策の改善・充実までの一連のサイクル（PDCAサイクル）を継続して実施していくことが必要です。継続的に通学路の安全確保を図るため、合同点検を実施するとともに、対策実施後の事後確認等も含めて、PDCAサイクルとして繰り返し実施することにより、対策の改善・充実を図ります。

【通学路安全確保のための PDCA サイクル】



(2) 合同点検の実施

宇治市通学路安全対策連絡会議では、継続的な取組として、京都府警察をはじめ、市教育委員会や各道路管理者等の関係機関が連携し、対策必要箇所を抽出・検討するほか、必要に応じて、合同点検や現地調査を実施するものとします。

(3) 対策の検討

対策必要箇所については、箇所ごとに防護柵設置や縁石設置、カラー舗装整備のようなハード対策と、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策等、対策必要箇所に応じた具体的な対策を検討します。

(4) 安全対策の実施

安全対策の実施にあたっては、対策が円滑に進捗するよう、京都府警察をはじめ、市教育委員会や各道路管理者等の関係機関により連携を図るものとします。

(5) 対策効果の確認

対策を行った箇所については、その効果を把握するため、手法を検討し、対策効果の把握に努めるものとします。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も、効果確認等の結果を踏まえ、必要に応じ、対策内容の改善及び充実を図ることとします。

4 . 箇所図・一覧表の公表

通学路安全対策の内容等について各関係機関で認識を共有するため「対策箇所図」「対策箇所一覧」を作成し、公表するものとします。

なお、公表にあたっては、通学路の経路が特定される恐れがあることから、関係機関との協議の上、その方法を検討することとします。